

令和6年度 病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、医療機関における勤務環境の改善を推進するため、勤務する医療従事者の確保および定着を目的として勤務環境改善に資する事業を実施する病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療従事者

医療分野において専門的な知識・技能を持つ者をいう。

(2) 大学病院

医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいう。

(3) 医師派遣

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮することおよび地域医療提供体制を確保することを目的として行われる、滋賀県内に所在する大学病院が実施する医師派遣をいう。

(補助対象者および補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象者および補助対象事業は、別表1から5までのとおりとする。ただし、別に国または県の補助金の交付を受ける事業は対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、別表1から5までの第2欄に掲げる事業区分ごとに、次に掲げる方法により算出された額の合計とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1から5までの第3欄に掲げる基準額と同表第4欄に掲げる対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額に2分の1を乗じて得た額を選定する。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出す

るものとする。

- (1) 補助金所要額調 (別紙 1)
- (2) 補助金所要額明細書 (別紙 2)
- (3) 事業計画書 (別紙 3)
- (4) 地域医療勤務環境改善体制整備事業に関する補足資料 (別紙 4) (別表 2 に係る申請の場合)
- (5) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業に関する補足資料 (別紙 5) (別表 3 に係る申請の場合)
- (6) 勤務環境改善医師派遣等推進事業に関する補足資料 (別紙 6) (別表 4 および 5 に係る申請の場合)
- (7) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書 (別紙 7) (別表 2 から 4 までに係る申請の場合)
- (8) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画もしくは勤務環境改善計画 (別表 1 に係る申請の場合)
- (9) 医師労働時間短縮計画 (別表 2 から 4 までに係る申請の場合)
- (10) 時間外労働、休日労働に関する協定届 (36 協定届) の写し (別表 2 から 4 までに係る申請の場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第 6 条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容または事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさ

ない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第1号および第2号の規定による承認の申請は、別記様式第3号の変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調（別紙1）
- (2) 補助金所要額明細書（別紙2）
- (3) 事業計画書（別紙3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日また

は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額精算書(別紙8)
- (2) 補助金精算額明細書(別紙9)
- (3) 事業実績報告書(別紙10)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。

(検査)

第11条 県は必要があれば補助事業者に対し、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の執行の適正を図る必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査を求めることができる。

(書類の提出)

第12条 この要綱に定める書類は、正本一部を滋賀県健康医療福祉部医療政策課に提出するものとする。

(標準処理期間)

第13条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1項第1号または第2号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同条第2項の規定による申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

（電子情報処理組織による申請等）

第 14 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく計画の変更・中止等の申請および消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告ならびに第 8 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。

別表 1（病院勤務環境改善事業）

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費
(Ⅰ) 「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」の策定もしくは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 19 の規定に基づき、医療従事者の勤務環境の改善に係る計画を策定した県内病院。 <u>※診療報酬における地域医療体制確保加算取得医療機関を除く。</u>	(1)代替職員確保事業	1 病 院 あ た り 11,140 千円 ※(1)～(4)の事業から複数選択可能。ただし、(4)の事業は 4,000 千円を上限とする。	産育休や宿日直免除のために確保した代替職員にかかる人件費（※1）
	(2)医師事務作業補助者確保事業		医師の作業負担を軽減するための補助者を <u>新たに確保</u> した場合にかかる人件費（※2）
	(3)看護補助者確保事業		看護師の作業負担を軽減するための補助者を <u>新たに確保</u> した場合にかかる人件費（※2）
(Ⅱ) 「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」の策定もしくは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 19 の規定に基づき、医療従事者の勤務環境の改善に係る計画を策定した県内病院	(4)勤務環境改善に資する研修等実施事業		勤務環境改善に資する研修等にかかる経費

（※1）令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに勤務を開始した者（期間を定めた一時的な雇用等のみ）にかかる令和 6 年度分の人件費に限る。

（※2）診療報酬で算定される者にかかる経費を除く。令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに勤務を開始した者（派遣または直接雇用）にかかる令和 6 年度分の人件費に限る。

別表2（地域医療勤務環境改善体制整備事業）

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費
次の＜要件1＞の①～⑤の<u>いずれか</u>を満たす県内の病院であって、かつ、＜要件2＞の（1）～（4）の<u>いずれも</u>満たすもの。 ※診療報酬における地域医療体制確保加算取得医療機関を除く。 ＜要件1＞ ①救急搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割があること。 ②救急搬送件数が、年間で1,000件未満であるが、夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割があること。 ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供していること。 ④地域医療の確保に必要な医療機関であって、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供していること。 ⑤在宅医療において特に積極的な役割を担っていること。 ※①および②の医療機関に係る実績は、病床機能報告により県へ報告している4月から3月までの1年間における実績とする。	（5）勤務医の労働時間短縮に資する事業	病床機能報告により、知事へ報告している最大使用病床数（療養病床除く）1床あたり、133千円を単価とし、当該病床数に乗じて得た額。 ただし、次のア、イのいずれかを満たす場合は、1床あたりの単価を266千円とする。 ア「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。	勤務医の労働時間短縮に向けた取組として、＜要件2＞の（3）における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に係る経費。 （※1、2）

<要件 2> (1) 勤務医の負担軽減および処遇改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 (2) 年通算の時間外・休日労働が 720 時間を超える医師（当該医療機関に週 32 時間以上勤務する医師に限る）を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合もしくは労働者の代表と結ぶ協定において全員または一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。 (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。そのうえで、特定勤務管理対象機関においては、G-M I S に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を医療機関内に掲示するなどし、公開すること。		イ 特定地域医療提供機関または連携型特定地域医療提供機関であって、令和 6 年度において時間外・休日労働時間が 1,860 時間を超過する 36 協定を締結する特定地域医療提供医師または連携型特定地域医療提供医師がいなかったこと。 また、面接指導養成講習を修了している者が、3 人以上または特定対象医師 10 人あたり 1 人以上いること。	
---	--	--	--

(※ 1) 人件費を対象経費とする場合は、令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに勤務を開始した者（派遣または直接雇用）にかかる令和 6 年度分のものに限る。

(※ 2) 診療報酬により医師事務作業補助体制加算および看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲においてさらに本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合または加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

別表 3（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業）

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費
次の＜要件 1＞の①②の<u>いずれか</u>を満たす県内の病院であって、かつ、＜要件 2＞の（1）～（4）の<u>いずれも</u>満たすもの。 ＜要件 1＞ ①地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院または基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が 40 人以上」かつ「常勤換算医師数が 40 人以上」であること。 ②地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本 19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹施設であること。 ＜要件 2＞ （1）勤務医の負担軽減および処遇改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 （2）年通算の時間外・休日労働が 720 時間を超える医師（当該医療機関に週 32 時間以上勤務する医師に限る）を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合もし	（5）勤務医の労働時間短縮に資する事業	病床機能報告により、知事へ報告している最大使用病床数（療養病床除く）1 床あたり、133 千円を単価とし、当該病床数に乗じて得た額。 ただし、次のア、イのいずれかを満たす場合は、1 床あたりの単価を 266 千円とする。 ア「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。 イ 特定地域医療提供機関または連携型特定	勤務医の労働時間短縮に向けた取組として、＜要件 2＞の（3）における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に係る経費。 （※ 1、2）

くは労働者の代表と結ぶ協定において全員または一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。 (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。そのうえで、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を医療機関内に掲示するなどし、公開すること。		地域医療提供機関であって、令和6年度において時間外・休日労働時間が1,860時間を超える36協定を締結する特定地域医療提供医師または連携型特定地域医療提供医師がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上または特定対象医師10人あたり1人以上いること。	
---	--	--	--

- (※1) 人件費を対象経費とする場合は、令和6年4月1日以降に新たに勤務を開始した者（派遣または直接雇用）にかかる令和6年度分の人件費に限る。
- (※2) 診療報酬により医師事務作業補助体制加算および看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲においてさらに本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合または加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

別表 4（勤務環境改善医師派遣等推進事業（派遣受入医療機関））

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額（※1）	4. 対象経費（※2）
次の＜要件1＞の①～③の<u>いずれか</u>を満たす県内の病院であって、かつ、＜要件2＞の（1）～（5）の<u>いずれも</u>満たすもの。 ＜要件1＞ ①特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等、地域医療に特別な役割があること。 ②脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供していること。 ③在宅医療において特に積極的な役割を担っていること。 ＜要件2＞ （1）勤務医の負担軽減および処遇改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 （2）年通算の時間外・休日労働が720時間を超える医師（当該医療機関に週32時間以上勤務する医師に限る）を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規	（6）勤務環境改善医師派遣等推進事業	受入医師1人あたり 150千円	<u>県内大学病院から派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費（派遣先医療機関における派遣医師の受入準備に必要な旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料）、使用料および賃借料、備品購入費）</u>

定される労働組合もしくは労働者の代表と結ぶ協定において全員または一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。 (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。そのうえで、特定労務管理対象機関においては、G-M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 (4) 双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に派遣元医療機関の確認を得ること。 (5) 当該医師派遣により、自院の長時間労働医師の時間外労働が短縮すること。			
---	--	--	--

(※1) 受入医師について、同一の医療機関から同一の派遣先医療機関に複数の医師が交代で派遣される場合は、同一医師の派遣を受けていると仮定して算出すること。

(※2) 年の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師（当該医療機関に週32時間以上勤務する医師に限る）が所属する診療科が派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費に限る。

別表5（勤務環境改善医師派遣等推進事業（医師派遣医療機関））

1. 補助対象者	2. 事業区分	3. 基準額	4. 対象経費（※1）
次の＜要件1＞を満たす県内の大学病院であって、かつ、＜要件2＞の（1）（2）のいずれも満たすもの。 ＜要件1＞ 別表4の補助対象者の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣すること。 ＜要件2＞ （1）双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に派遣受入医療機関の確認を得ること。 （2）当該医師派遣により、派遣受入医療機関の長時間労働医師の時間外労働が短縮すること。	（6）勤務環境改善医師派遣等推進事業	派遣医師（常勤換算） 1人あたり1,250千円 ×派遣月数 ※非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算。	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師（常勤換算）ごとに派遣月数を乗じて得た額

（※1）派遣先が県内病院であり、かつ、年の時間外・休日労働時間が720時間を超えている医師（当該医療機関に週32時間以上勤務する医師に限る）が勤務する診療科に対する医師派遣に係る経費に限る。

別記様式第 1 号

令和 年度病院勤務環境改善支援事業補助金交付申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金所要額調 (別紙 1)
3. 補助金所要額明細書 (別紙 2)
4. 事業計画書 (別紙 3)
5. その他、病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により定められている関係書類 (添付が必要である場合のみ)
6. 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書の抄本
 - (2) その他参考となる書類

別記様式第 2 号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

令和 年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けた病院勤務環境
改善支援事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分および施設の名称

2 滋賀県補助金等交付規則第 13 条の規定による確定額または事業実績報告書による精算
額

金 _____ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控
除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3 の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別記様式第3号

令和 年度病院勤務環境改善支援事業補助金変更等承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け医 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり〔変更・中止・廃止〕し、その承認を受けたいので、病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 変更の概要および変更の理由

2. 変更申請額

変更後の補助金所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

3. 補助金所要額調 (別紙1)

4. 補助金所要額明細書 (別紙2)

5. 事業計画書 (別紙3)

6. 添付書類

(1) 歳入歳出予算(見込)書の抄本

(2) その他参考となる書類

注1 [] 内は、変更、中止または廃止のうち該当するもののみを記載すること。

2 変更の概要は、適宜変更前後の対照表等の資料を添付してもよい。

別記様式第4号

病院勤務環境改善支援事業補助金事業実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 所在地
補助事業者名
代表者職名・氏名
発行責任者名
担当者名
連絡先 ()

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、病院勤務環境改善支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1. 補助金所要額精算書 (別紙8)
2. 補助金精算額明細書 (別紙9)
3. 事業実績報告書 (別紙10)
4. 添付書類
(1)歳入歳出決算(見込)書の抄本
(2)その他参考となる書類

補助金所要額調（病院勤務環境改善支援事業補助金）

（補助事業者名）

事業区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引事業額	対象経費の 支出予定額	基準額			選定額	補助金所要額
					最大使用 病床数	更なる労働時 間短縮の取組	合計		
	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 床	(F)	(G) 円	(H) 円	(I) 円
(1)代替職員確保事業			0						
(2)医師事務作業補助者確保事業			0				0	0	0
(3)看護補助者確保事業			0						
(4)勤務環境改善に資する 研修等実施事業			0					0	
(5)勤務医の労働時間短縮 に資する事業			0				0	0	0
(6)勤務環境改善医師派遣 等推進事業			0					0	0
合計	0	0	0	0				0	0

- （作成要領）
- （A）欄には別紙2「支出予定額内訳書」の総事業費の合計額を記入すること。
- （B）欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合（寄附金等）は、その金額を記入すること。
- （C）欄には（A）欄の額から（B）欄の金額を差し引きした金額を記入すること。
- （D）欄には別紙2「支出予定額内訳書」の対象経費の合計額を記入すること。
- （E）欄には令和5年度に病床機能報告で報告した最大使用病床数（療養病床数を除く）を記載すること。 ※（5）を申請する場合のみ
- （F）欄には該当または非該当を入力すること。 ※（5）を申請する場合のみ。
- （G）欄には要綱別表第2欄に掲げる基準額を入力すること。
- （H）欄には（C）欄と（D）欄と（G）欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- （I）欄には（H）欄の額に補助率1／2を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。

(別紙2)

補助金所要額明細書（病院勤務環境改善支援事業補助金）

(補助事業者名)

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
	円	円	単価、数量等の算出基礎を記載
(1)代替職員確保事業			
小 計	0	0	
(2)医師事務作業補助者確保事業			
小 計	0	0	
(3)看護補助者確保事業			
小 計	0	0	
(4)勤務環境改善に資する研修等実施事業			
小 計	0	0	

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
(5)勤務医の労働時間短縮に資する事業			
小 計	0	0	
(6)勤務環境改善医師派遣等推進事業			
小 計	0	0	
合 計	0	0	

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと。

事業計画書（病院勤務環境改善支援事業補助金）

（補助事業者名）

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容 ※	(C)期待できる効果（数値目標）

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容 ※	(C)期待できる効果（数値目標）

※（6）においては派遣期間と派遣内容について記入すること。

(別紙4)

地域医療勤務環境改善体制整備事業に関する補足資料

基本情報

医療機関名(補助事業者名)	
---------------	--

1. 交付要件について

(1) 当該事業に係る最大使用病床数(数字だけ記入)

医療法上の病床種別(病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数)

一般病床(床)	その他(床)※	合計

※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神病床数とする。

(2) 前年度の時間外・休日労働時間の実績(数字だけ記入)

年720時間超～960時間以下の 医師数(人)※	年960時間超の医師数(人)※	合計

※自院以外の副業・兼業先の労働時間も通算した年間の時間外・休日労働の時間数とする。

2. 更なる労働時間短縮の取組について(算定方法等)

(1)、(2)のいずれかの条件を満たす場合、1床当たりの標準単価266千円まで可とするため、該当する項目について記入すること。

(1) 大学病院改革プラン策定の有無(大学病院本院のみ対象)

--

(2) ①B、連携B水準医師のうち36協定において締結した年の最大時間

B水準(時間)	連携B水準(時間)

②面接指導養成講習を修了している者について(数字だけ記入)

面接指導実施医師数(人)	特定対象医師数(人) ※特例水準の医師数	特定対象医師10人当たり面接指導実施医師数(人)

3. 対象事業について

以下項目については、該当する項目のみ記入とする。

(1) 救急用の自動車等による搬送実績

実績期間（年度のみ）	救急用の自動車等による搬送実績（件）※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

(2) その他診療実績

(1)において、救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は下表のいずれに該当するか○の上、実績について記入すること。

①夜間・休日・時間外入院期間について

夜間・休日・時間外入院期間（年度のみ）	夜間・休日・時間外入院件数 ※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

②周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

③5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関（脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療等）

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

④在宅医療において特に積極的な役割を担っている医療機関

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

4. 取組内容に要する経費について

下表①～⑤の内訳について（最も合致する経費を一つ選択し下表に入力すること）

①タスク・シフト／シェア

（例：職種に関わりなく特にするもの。職種毎に推進するもの。）

②医師の業務見直し

（例：外来業務の見直し。宿日直の体制や分担の見直し。オンコール体制の見直し。主治医の見直し。）

③その他の勤務環境改善

（例：出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援。更なるチーム医療の推進。）

④副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

（例：副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理。副業・兼業先との勤務シフトの調整。副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請。）

⑤C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

（例：教育カンファレンスや回診の効率化。効率的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実。個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成。）

（単位：千円）

補助対象経費	支出内容	区分 （最も合致する経費を一つ選択）	資産形成 有無	所要 見込額	補助 対象額
		合計			

(別紙5)

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業に関する補足資料

基本情報

医療機関名(補助事業者名)	
---------------	--

1. 交付要件について

(1) 当該事業に係る最大使用病床数

医療法上の病床種別(病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数)

一般病床(床)	その他(床)※	合計(床)

※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神病床数とする。

(2) 前年度の時間外・休日労働時間の実績

年720時間超～960時間以下の 医師数(人)※	年960時間超の医師数(人)※	合計(人)

※自院以外の副業・兼業先の労働時間も通算した年間の時間外・休日労働の時間数とする。

2. 更なる労働時間短縮の取組について(算定方法等)

(1)、(2)のいずれかの条件を満たす場合、1床当たりの標準単価266千円まで可とするため、いずれかに該当する項目について記入すること。

(1) 大学病院改革プラン策定の有無(大学病院本院のみ対象)

--

(2) ① B、連携B水準医師のうち36協定において締結した年の最大時間

B水準(時間)	連携B水準(時間)

② 面接指導養成講習を修了している者について

面接指導実施医師数(人)	特定対象医師数(人) ※特例水準の医師数	特定対象医師10人当たり 面接指導実施医師数(人)

3. 対象事業に関する情報

(1) 常勤換算医師数(※)

一般病床の許可病床数(床)	医師数(非常勤含む)(人)	100床あたりの常勤換算医師数(人)

※病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数

(2) 基幹型臨床研修病院、専門研修基幹施設

基幹型臨床研修病院の該当性の有無	専門研修基幹施設である領域数

4. 取組内容に要する経費について

下表①～⑤の内訳について(最も合致する経費を一つ選択し下表に入力すること)

①タスク・シフト/シェア
(例:職種に関わりなく特にするもの。職種毎に推進するもの。)

②医師の業務見直し
(例:外来業務の見直し。宿日直の体制や分担の見直し。オンコール体制の見直し。主治医の見直し。)

③その他の勤務環境改善
(例:出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援。更なるチーム医療の推進。)

④副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
(例:副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理。副業・兼業先との勤務シフトの調整。副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請。)

⑤C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化
(例:教育カンファレンスや回診の効率化。効率的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実。個々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成。)

(単位:千円)

補助対象経費	支出内容	区分 (最も合 致する経 費を一つ)	資産形成 有無	所要見込 額	補助対象 額
		合計			

(別紙6)

勤務環境改善医師派遣等推進事業に関する補足資料

基本情報

医療機関名(補助事業者名)	
---------------	--

1. 医師派遣事業について

(1) 対象医療機関の区分について(選択肢の中から該当するものに○を選択すること)

派遣医療機関	派遣受入医療機関

(2) 派遣受入医療機関について

- ・派遣受入医療機関として申請する場合、事前に医師派遣の相手方医療機関の確認を得た上で、自院における以下の状況を記入すること。(診療科ごとに記載すること。)
- ・派遣医療機関として申請する場合、事前に医師派遣受入医療機関の確認を得た上で、派遣受入医療機関に関する以下の状況を記入すること。(診療科ごとに記載すること。)
- ・「派遣受入医療機関の要件」については、以下の該当する区分を記入すること。
 - ①地域医療に特別の役割のある医療機関
 - ②5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関
 - ③在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

派遣受入医療機関名 (法人名含む)	診療科	派遣受入医療機関の要件 (上記①～③のいずれかを選択)	前年度における時間外・休日労働時間が年720時間超の医師数

2. 取組内容に要する基準額について

(1) 派遣受入医療機関

派遣元医療機関	派遣受入医師名	診療科	派遣期間			派遣受入人数(A)	基準額 (A)×150,000円
滋賀医科大学 医学部附属病院				～		人	0
				～			
				～			
				～			
				～			

※ 行が不足する場合は適宜、行を追加してください。

※ 医師が交代で派遣されている場合は、派遣受入医師名を「〇〇 〇〇 他〇名」とし、1行で記載してください。

(2) 医師派遣医療機関

別添1を提出すること。

(別紙6別添1)

派遣受入医療機関 (※1)	診療科	派遣 医師数	派遣医師名	常勤 非常勤	常勤 換算数 (A)	派遣期間			派遣 月数 (B)	経常利益相当額 (単位：円) (※2) (C)	補助 対象経費 (単位：円) (A)×(B)×(C) =(D)	補助 基準額 (単位：円) 単価×(A)×(B)=(E)
(例) ○○○病院	外科	2	○○ ○○	常勤	1	令和6年7月1日	～	令和6年7月31日	1月	1,200,000	1,200,000	1,250,000
			▲▲ ▲▲	非常勤	0.3	令和6年8月1日	～	令和6年10月31日	3月		1,080,000	1,125,000
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
							～		月		0	0
※ 行が不足する場合は適宜、行を追加してください。										0.00	0.00	

※1 派遣受入医療機関が交付要件を満たしているか確認するため、各派遣受入医療機関から別紙7「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書」を受領し知事に提出すること。

※2 経常利益相当額については、1人1月あたりの経常利益相当額を入力すること。（例：経常利益相当額の総額を医師数（非常勤医師含む）で按分）

(別紙7)

勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制状況報告書

1. 基本情報

医療機関名（補助事業者名）

2. 勤務医の勤務時間および当直を含めた夜間の勤務状況の把握

(1) 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月末時点)	常勤 名 宿日直（※1）を担当する医師数	非常勤 名 名（うち非常勤 名）												
(※1) 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること。														
(2) 勤務医の勤務状況の把握等（令和 年 月末時点）														
ア 勤務医の勤務状況の把握方法（該当する事項に○をすること）※複数回答可														
<table><tr><td></td><td>ICカード</td></tr><tr><td></td><td>タイムカード</td></tr><tr><td></td><td>PCのログ情報や電子カルテのログ情報を用いた労働時間管理</td></tr><tr><td></td><td>出席簿または管理簿等の用紙による記録（上司等による客観的な確認あり）</td></tr><tr><td></td><td>その他（具体を下の欄に記入）</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>				ICカード		タイムカード		PCのログ情報や電子カルテのログ情報を用いた労働時間管理		出席簿または管理簿等の用紙による記録（上司等による客観的な確認あり）		その他（具体を下の欄に記入）		
	ICカード													
	タイムカード													
	PCのログ情報や電子カルテのログ情報を用いた労働時間管理													
	出席簿または管理簿等の用紙による記録（上司等による客観的な確認あり）													
	その他（具体を下の欄に記入）													
イ 勤務時間以外についての勤務状況（※2）の把握内容（該当する事項に○をすること）※複数回答可														
<table><tr><td></td><td>年次有給休暇取得率</td></tr><tr><td></td><td>時短勤務実施者数（※3）</td></tr><tr><td></td><td>育児休業・介護休業の取得率</td></tr><tr><td></td><td>その他（具体を下の欄に記入）</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> （※2）前年度の実績を記載 （※3）所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者				年次有給休暇取得率		時短勤務実施者数（※3）		育児休業・介護休業の取得率		その他（具体を下の欄に記入）				
	年次有給休暇取得率													
	時短勤務実施者数（※3）													
	育児休業・介護休業の取得率													
	その他（具体を下の欄に記入）													
ウ 超過勤務時間（時間／月）（※4）														
平均	時間／月	80時間／月の者の人数 名												
最大	時間／月	155時間／月の者の人数 名												
最小	時間／月													
（※4）常勤医における値を記載。 （※4）超過勤務時間：法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間ならびに1週について40時間を超えて労働した時間数および法定休日（週に1日、または4週につき4日付与する義務あり）において労働した時間の総和														
エ 年の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師数等（※5）														
720時間／年の者の人数	名													
当該者が勤務する診療科														
960時間／年の者の人数	名													
当該者が勤務する診療科														
（※5）常勤医のみ記載。														

オ 宿日直（回／月）	
平均	時間／月
最大	時間／月
最小	時間／月
連日宿日直を実施した者の人数および回数 回 ・ のべ 回	
カ その他（自由記載・補足等）	

3. 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

(1) 特定労務対象医療機関の指定（該当する事項に全て○すること）	
☐	特定地域医療提供機関【B水準】
☐	連携特定地域医療提供機関【連携B水準】
☐	技能向上研修機関【C-1水準】
☐	特定高度技能研修機関【C-2水準】
☐	指定を受けていない【A水準】
(2) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者	
氏名	
職種	
(3) 他職種からなる役割分担推進のための委員会または会議	
開催頻度	回／年
参加人数（平均）	人／回
参加職種	
(4) 医師労働時間短縮計画	
計画策定について	
初回の策定年月日	年 月 日
直近の更新年月日	年 月 日
G-MISへの登録	（特定労務管理対象機関は登録が交付要件）
職員に対する計画の周知	
(5) 勤務医の負担の軽減および処遇の改善に関する取組事項の公開	
医療機関内に掲示する等の方法で公開	
（具体的な公開方法	）

(別紙8)

補助金所要額精算書（病院勤務環境改善支援事業補助金）

(補助事業者名)											
事業区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引事業額	対象経費の 支出予定額	基準額			選定額	補助金所要額	交付決定額	県補助額
					許可病床数	更なる労働時間 短縮の取組	合計				
	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 床	(F)	(G) 円	(H) 円	(I)	(J)	(K) 円
(1)代替職員確保事業			0								
(2)医師事務作業補助者確保事業			0				0	0			
(3)看護補助者確保事業			0						0		
(4)勤務環境改善に資する 研修等実施事業			0					0			0
(5)勤務医の労働時間短縮 に資する事業			0				0	0	0		
(6)勤務環境改善医師派遣 等推進事業			0					0	0		
合計	0	0	0	0				0	0		

- (作成要領)
- (A) 欄には別紙9「補助金精算額明細書」の総事業費の合計額を記入すること。
- (B) 欄には該当の事業に関し、当該補助金以外に収入がある場合（寄附金等）は、その金額を記入すること。
- (C) 欄には（A）欄の額から（B）欄の金額を差し引きした金額を記入すること。
- (D) 欄には別紙9「補助金精算額明細書」の対象経費の合計額を記入すること。
- (E) 欄には令和5年度に病床機能報告で報告した最大使用病床数（療養病床数を除く）を記載すること。 ※（5）を申請した場合のみ
- (F) 欄には該当または非該当を入力すること。 ※（5）を申請した場合のみ。
- (G) 欄には要綱別表第2欄に掲げる基準額を入力すること。
- (H) 欄には（C）欄と（D）欄と（G）欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- (I) 欄には（H）欄の額に補助率1／2を乗じた額を記入すること。ただし、千円未満の額は切り捨てること。
- (J) 欄には当該補助金の交付決定額を入力すること。
- (K) 欄には（I）欄の合計額と（J）とを比較して少ない方の額を記入すること。

(別紙9)

補助金精算額明細書（病院勤務環境改善支援事業補助金）

(補助事業者名)

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
	円	円	単価、数量等の算出基礎を記載
(1)代替職員確保事業			
小 計	0	0	
(2)医師事務作業補助者確保事業			
小 計	0	0	
(3)看護補助者確保事業			
小 計	0	0	
(4)勤務環境改善に資する研修等実施事業			
小 計	0	0	

区分	支出予定額	うち対象経費	算出内訳
(5)勤務医の労働時間短縮に資する事業			
小 計	0	0	
(6)勤務環境改善医師派遣等推進事業			
小 計	0	0	
合 計	0	0	

※ 取組内容の一部が他の補助事業と重複する場合、他の補助事業で計上している経費については、当該事業の対象経費に含めないこと。

事業実績報告書（病院勤務環境改善支援事業補助金）

（補助事業者名）

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容	(C)効果測定

事業区分	(A)現状分析・課題	(B)取組内容	(C)効果測定